

倉吉市長

誓 約 書

倉吉市空き家流通促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）による補助金の交付に当たり、次のことを誓約します。

- 1 補助金の対象となる建築物が、要綱別表1の項に定める全ての要件を満たしていること。
- 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の建築に関する法令に照らし、相当と認められる建築物であること。
- 3 倉吉市の税に滞納がないこと。
- 4 事業実施主体自らが入居する場合を除き、事業実施期間内において、賃貸契約若しくは宅地建物取引業者と媒介契約を締結し、又は倉吉市空き家活用事業実施要綱（平成21年倉吉市告示第113号）第2条第5号に規定する空き家バンクに登録すること。
- 5 過去に国、県及び本市の補助金を活用して改修等をしていないこと（各補助金の補助対象経費が明確に区別でき、互いに重複がない場合を除く）。
- 6 倉吉市暴力団等排除条例第2条第1号に規定する暴力団等でないこと。
- 7 補助対象工事完了後、10年以内に補助金の交付対象となった要件に合致しない用に供しないこと。
- 8 補助対象工事完了後、10年以内に補助対象建築物を除去し、又は補助対象工事を行った部分について著しい改修を行わないこと。
- 9 補助対象工事完了後、10年未満の間に補助対象建築物を売却する場合、残りの期間、譲り受ける者が7、8及び本項を遵守する旨を契約書等に明記すること。

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

㊦